

文化活動助成事業よくある質問（Q&A）

Q： 同じ年度に助成金を 2 回受けられますか。

A： 受けられません。
助成は、一つの団体又は個人に対し、同一年度内に1回としています。

Q： サークル(習い事の教室)の発表会を予定していますが、応募できますか。

A： そのサークル(習い事の教室)の運営主体が誰かによって異なります。
習われている方々がそれぞれ会費を持ち寄り、講師を招聘して運営しているのであれば応募できますが、講師が受講生を募り、会費(受講料)を徴収して運営している場合(発表者の一部がこれに該当する場合を含む)は、仮に営利を目的としない場合であっても営利目的とみなしますので、応募できません。

Q： 「広く市民に公開されること」とはどのような状態のことをいうのでしょうか。

A： チラシやポスター等を作成して公共機関で配布するなど、市民が鑑賞できるよう広く広報された状態を想定しています。

Q： 他の助成金を申請あるいは交付されている事業でも応募できますか。

A： 民間の助成団体の助成金を申請あるいは交付されている事業については応募できますが、広島市及びその関係団体等(国及び同市以外の地方公共団体並びにこれらの関係団体を含む)(以下「広島市等」という。)から助成金等※を交付されている事業又は交付決定している事業については応募できません。
これから広島市等の助成金等を申請する事業については当財団の助成金にも応募はできますが、当財団の交付決定前に広島市等から助成金等の交付決定通知を受けた場合、当財団の助成金申請を取り下げてくださいようになります。
また、当財団の交付決定後に広島市等から助成金等の交付決定通知を受けた場合には、当財団の助成金、あるいは広島市等の助成金等のいずれかを辞退していただくようになります。
※「助成金等」には、負担金や補助金等、同種の意味合いを持つものを含みます。

Q： 助成金額は申請金額と同額になりますか。

A： 同額とは限りません。
助成金の額は、助成対象経費の 2 分の1以内、20 万円を限度とし、審査委員会の審査を経て予算の範囲内で決定しますので、申請額から減額された額になる場合もあります。

Q： 助成金交付申請書の実施内容や特記事項が書ききれないため別紙として書いてもいいでしょうか。

A： 助成金交付申請書への記載については、1ページに収まるようにご記入ください。
ただし、実施内容に記載するゲスト出演(出品)者等が多くて書ききれない場合に限り、別添資料としてゲスト出演(出品)者名簿を作成して提出することができます。なおその際には、ゲスト出演(出品)者の所在地も分かるように記載してください。

- Q: 印刷物・看板等には、必ず「公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業」の記載をお願いしますとありますが、審査結果通知書が届く前に印刷をしないと広報が間に合わないのですが、どうすればいいのでしょうか。
- A: 助成金の交付決定前に作成したポスター・チラシについては記載されていなくても問題ありませんが、公演等の実施の際に使用する看板、配布するプログラム等には必ず記載してください。